

## 瑞浪市高齢者安心支えあいポイント（愛称：ささエールポイント）制度について

### 1. 制度の概要

介護予防を目的として一定の条件のもと、ボランティアに従事する者に対し、商品券と交換できるポイントを付与する制度

### 2. 高齢者安心支えあいポイント制度の目的・効果

ボランティア活動は、いきがい、健康づくり、社会参加を促進し、介護予防へつなげることができる。今後、高齢者が増加すると予測される中、様々なニーズに応える体制づくりが必要である。その一環として、生活支援を行うボランティア等にポイントを付与する制度を創設することで、ボランティア活動及び地域での支えあい活動を活性化し、高齢者が地域で安心して生活できるようにすることを目的とする。

効果として

- ・ボランティアのすそ野の拡大
- ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体によるサービスの提供に従事する人材の育成

### 3. ボランティアポイント制度の対象者及び財源

40歳以上の市民で、市が指定する講座を受講した者

市の指定講座

- |   |                   |   |                |
|---|-------------------|---|----------------|
| [ | ア 施設等でのボランティア     | ] |                |
|   | ・介護担い手養成講座        |   | ・介護予防サポーター養成講座 |
|   | イ 個人向けボランティア      |   |                |
|   | ・ボランティア養成講座（社協開催） |   | ・介護担い手養成講座     |
|   | ・生活支援担い手養成講座      |   |                |

新しい介護予防・日常生活支援総合事業—一般介護予防事業

補助率 国 25% 県 12.5% 1号保険料 22% 2号保険料 28% 市 12.5%

### 4. 対象となる活動

#### ①介護予防に関する活動

- (1) 市が主催する介護予防に関する事業を補助するボランティア活動
- (2) 社会福祉協議会が主催する高齢者が集うサロンを補助するボランティア活動
- (3) 地域が主催する高齢者の集いを補助するボランティア活動

#### ②介護施設での活動

- (1) レクリエーションの補助
- (2) 傾聴
- (3) 行事時の補助（付き添い等）
- (4) 屋外、屋内の清掃等

- (5) 食事の配膳・下膳
- (6) 入浴後のドライヤー補助

③高齢者の日常生活支援に関する30分以上の活動

- (1) ゴミ出し、電球交換、家具の移動等の軽度の家事援助
- (2) 散歩・運動（ウォーキング・ジョギング）等の付き添い
- (3) 傾聴 等

5. 対象期間

4月1日～翌年3月31日

今年度は、平成29年10月1日から開始し、翌年3月31日までの累計ポイントを対象とする。

ポイントの交換期間は随時受け付け、ポイントの繰り越しはしない。

6. ポイント制度の内容

30分程度の活動につき1ポイント付与、1日2ポイントまでで年間100ポイント上限。

貯まったポイントは、ポイントに応じて（下表）きなめた瑞浪商品券と交換、又は市への寄附のどちらかを選択。

業務を社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会へ委託予定としており、事業の周知、ボランティア登録、活動手帳及び登録証の交付、ボランティア受入希望者（施設）とボランティアのコーディネート、ポイントの付与及び管理、ボランティア受入施設の指定、ポイントの交換、事業報告及び精算等の業務を行う。

ポイント数	相当額
20～39	1,000円
40～59	2,000円
60～79	3,000円
80～99	4,000円
100以上	5,000円

7. 今後の予定

- 8月 庁議にて説明（7日）、全員協議会にて説明（中旬）  
8/15号広報（指定講座の案内）
- 9月 社会福祉協議会業務委託開始  
ポイント制度向け講座実施（～2月）  
9/1号広報（ポイント制度事業の開始の案内）
- 10月 事業開始